

京都府・京都市防災対策協議会
災害時医療・救護活動指針
(案)

○花折断層系地震想定

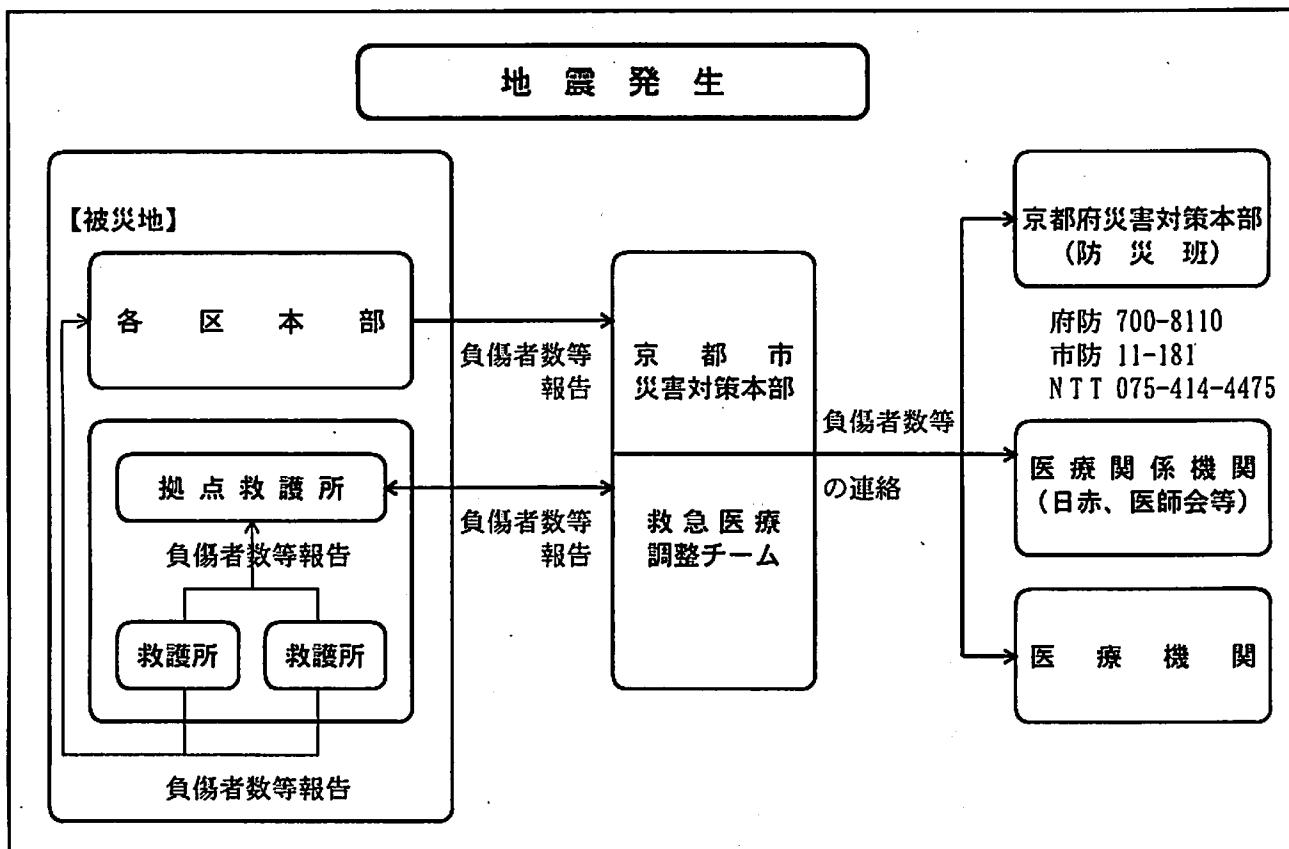
○発災後 100 時間まで

I 被災情報の共有化

- 1 負傷者数等の情報収集
- 2 被災地内医療機関の被災状況情報収集
- 3 被災地外（府内及び府外）情報の収集

I - 1 負傷者数等の情報収集

図 I - 1 負傷者数等の情報収集手順



□ 負傷者数等の情報収集・連絡（京都市災害対策本部）

○京都市災害対策本部は、以下により負傷者数等の情報収集を実施する。

【各 部】

- ・管轄区域や所管施設等の被害状況調査

【区本部】

- ・区内の人的被害（死者、負傷者等の発生状況）の情報収集
- ・区内の防災関係機関（警察署等）との情報連絡
- ・区単位の総括的な被害状況等の取りまとめ

【消防部】

- ・火災の発生状況や建物の倒壊状況の把握
- ・自主防災組織等からの情報収集

【拠点救護所・救護所】

- ・救護所の負傷者数、必要資器材、医薬品等の報告

○京都市災害対策本部は、被害状況を取りまとめ、京都府災害対策本部（防災班）、医療関係機関（日赤、医師会等）、市内医療機関等に負傷者の状況を連絡する。

□ 通信手段の確保（京都府災害対策本部・京都市災害対策本部・医療関係機関）

○京都府災害対策本部、京都市災害対策本部及び医療関係機関（日赤、医師会等）間の情報連絡にあたっては、京都府防災行政無線及び京都市防災行政無線を活用する。

※ NTT一般回線が使用可能な場合は、NTT回線を併せて使用

○NTT一般回線が不通の際は、拠点救護所へのNTTの臨時回線の開設を要求する。

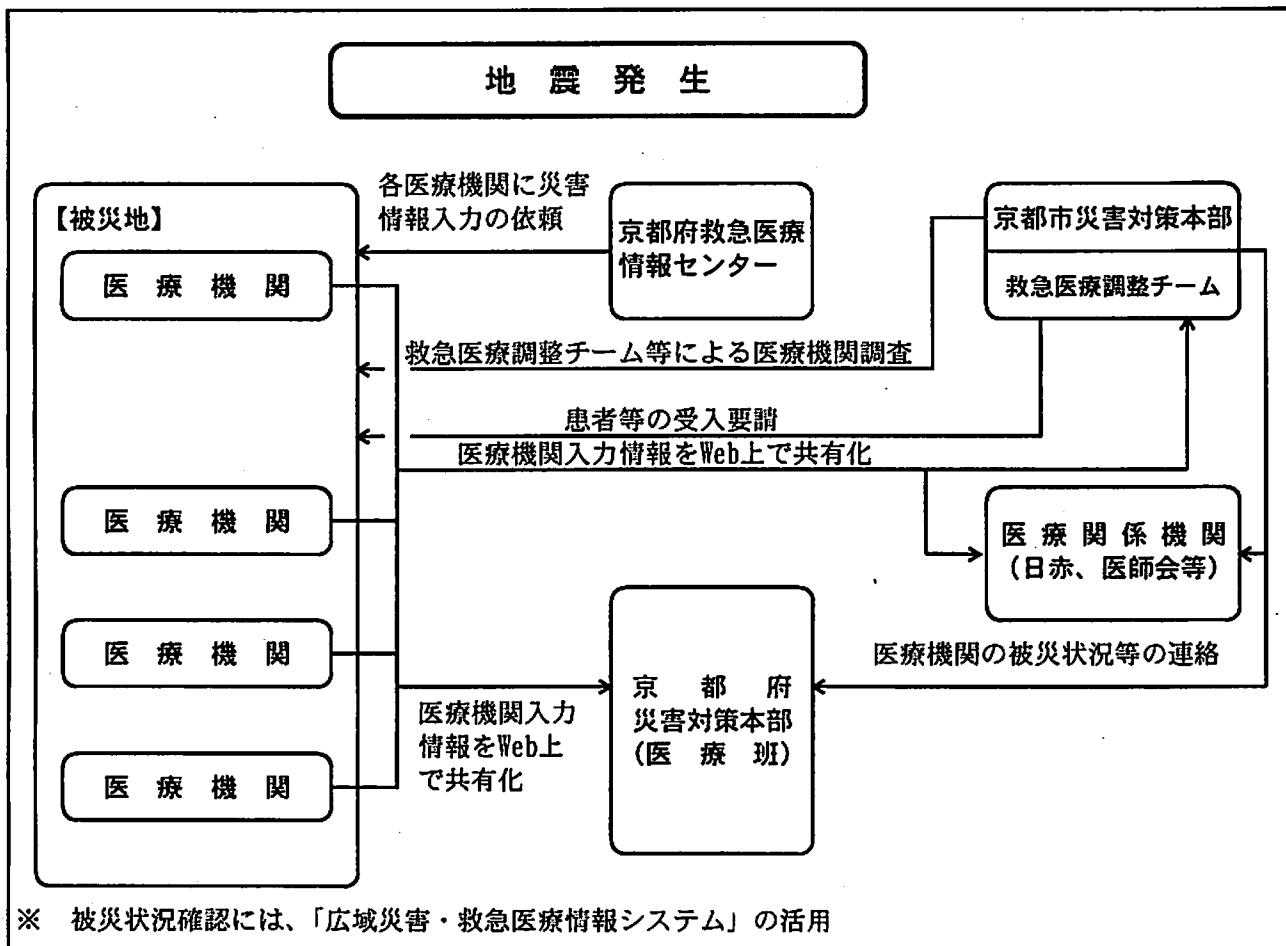
NTT要求先：西日本電信電話株京都支店災害対策室（京都府防災行政無線8-726-8101）

○市内医療機関への情報連絡にあたっては、NTT回線を使用する。

※ 京都府防災行政無線及び京都市防災行政無線が活用可能な機関は、これらも併せて使用

I - 2 被災地内医療機関の被災状況情報収集

図 I - 2 被災地内医療機関の被災状況情報収集手順



□各医療機関へ施設状況の入力依頼（京都府災害対策本部（医療班））

- 地震発生後、京都府救急医療情報センター（24時間在駐）から各医療機関へ、「広域災害・救急医療情報システム」に自施設の状況（被災状況、患者受入可能数等）の入力を依頼する。
※ 依頼についてはe-mail及びFAXで実施（電話も活用）
- 各関係機関は、各医療機関の情報をWeb上で共有が可能である。（パスワードによるログインが必要）

□各医療機関の施設状況確認（京都市災害対策本部・区本部）

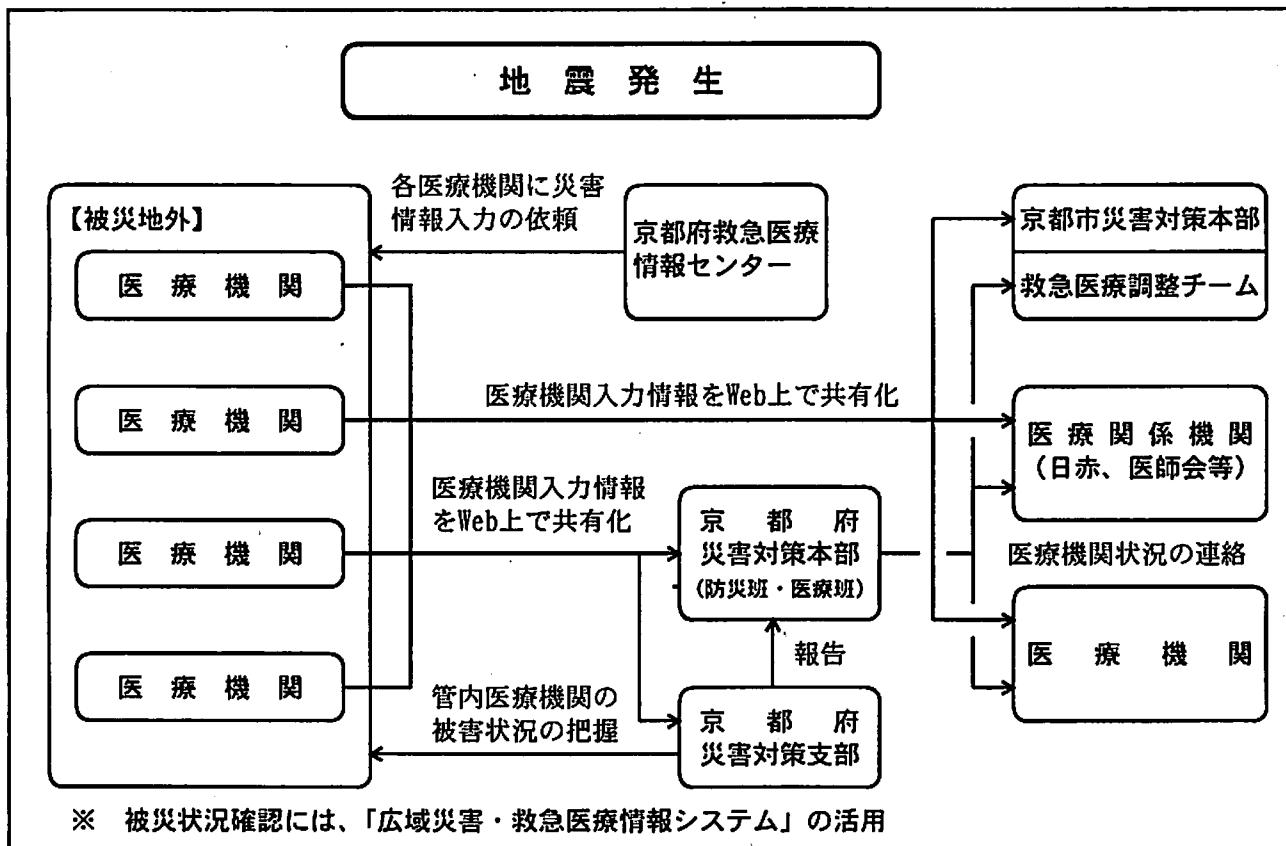
- 救急医療調整チームは、京都府災害対策本部及び消防部長と連携して、京都府救急医療情報システム等による医療機関の被害情報、重傷患者等の受け入れ可否を把握する。
- 救急医療調整チームは、災害拠点病院と緊密な連絡を取り合い、逐次、状況の把握に努める。
- 救急医療調整チームは、被災を免れた医療機関に可能な限りにおいて患者等の受け入れを実施するよう要請する。
- 区本部は、地区医師会との連携のもと、区内の医療機関等の被害状況を把握する。
- 京都市災害対策本部は、消防部が収集した情報を整理した上で、京都府災害対策本部（医療班）及び医療関係機関（日赤、医師会等）に連絡し、共有化を図る。

□通信手段の確保（京都府災害対策本部・京都市災害対策本部・医療関係機関）

- 京都府災害対策本部、京都市災害対策本部及び医療関係機関（日赤、医師会等）間の情報連絡にあたっては、京都府防災行政無線及び京都市防災行政無線を活用する。
※ NTT一般回線が使用可能な場合は、NTT回線を併せて使用

I - 3 被災地外（府内及び府外）情報の収集

図 1-3-1 被災地外（府内）医療機関の被災状況情報収集手順



□各医療機関へ施設状況の入力依頼（京都府災害対策本部（医療班））

- 地震発生後、京都府救急医療情報センター（24時間在駐）から各医療機関へ、「広域災害・救急医療情報システム」に自施設の状況（被災状況、患者受入可能数等）の入力を依頼する。
※ 依頼についてはe-mail及びFAXで実施（電話も活用）
 - 各関係機関は、各医療機関の情報をWeb上で共有が可能である。（パスワードによるログインが必要）

□京都府災害対策支部による各医療機関の施設状況確認

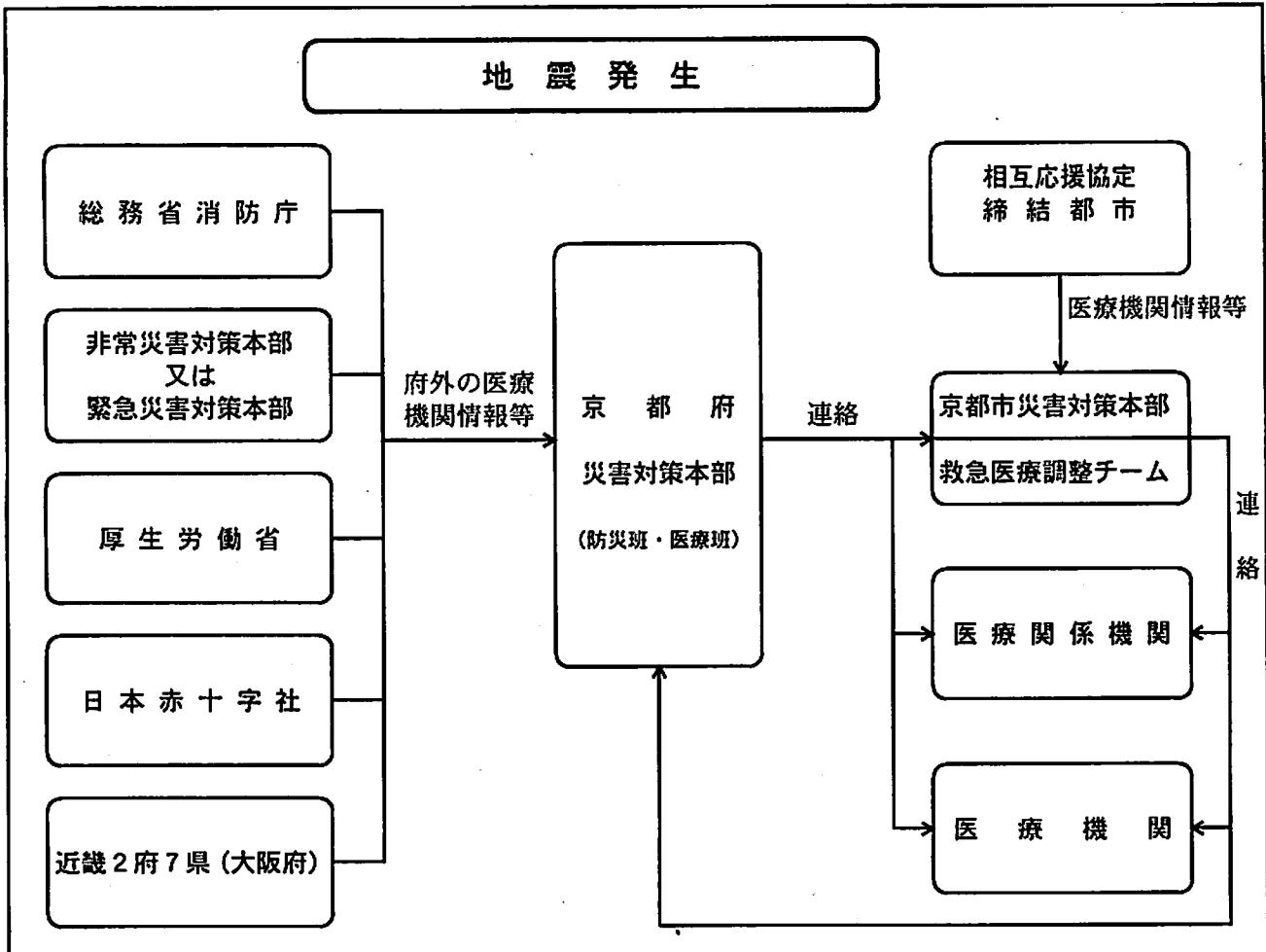
(京都府災害対策本部(防災班・医療班)・支部)

- 京都府災害対策支部は、管内の医療施設の被災状況について市町村等に確認する。
 - 京都府災害対策支部は、医療機関の被災状況を取りまとめ、京都府災害対策本部（防災班）に報告する。
 - 京都府災害対策本部（防災班・医療班）は、支部から収集した情報を整理した上で、京都市災害対策本部及び医療関係機関（日赤、医師会等）に連絡するとともに応援要請に対応する。

□通信手段の確保（京都府災害対策本部・京都市災害対策本部・医療関係機関）

- ※ NTT一般回線が使用可能な場合は、NTT回線を併せて使用

図 I - 3 - 2 被災地外（府外）医療機関の被災状況情報収集手順



□他府県の医療機関の状況把握（京都府災害対策本部（防災班・医療班））

○京都府災害対策本部（防災班・医療班）は、以下の機関から、他府県の医療機関等の情報を収集する。

【機 関】

- ・総務省消防庁
- ・非常災害対策本部又は緊急災害対策本部
- ・厚生労働省
- ・日本赤十字社
- ・近畿2府7県の京都府応援主管府県（大阪府） 等

○収集する情報は以下のとおりとする。

【収集情報】

- ・京都府への支援の可否及び支援内容
- ・府外の各医療機関の被災状況及び受入（後方搬送）の可否
- ・国、他府県、他府県の市町村、医療関係機関等の活動内容

○京都府災害対策本部（医療班）は、各機関から収集した情報を整理した上で、京都市災害対策本部及び医療関係機関（日赤、医師会等）に連絡する。

□相互応援協定締結都市の医療機関の状況把握（京都市災害対策本部）

○京都市災害対策本部は、相互応援協定締結都市の医療機関等の情報を収集し、整理した上で、京都府災害対策本部及び医療関係機関（日赤、医師会等）に連絡する。

□通信手段の確保（京都府災害対策本部・京都市災害対策本部・医療関係機関）

○京都府災害対策本部、京都市災害対策本部及び医療関係機関（日赤、医師会等）間の情報連絡にあたっては、京都府防災行政無線及び京都市防災行政無線を活用する。

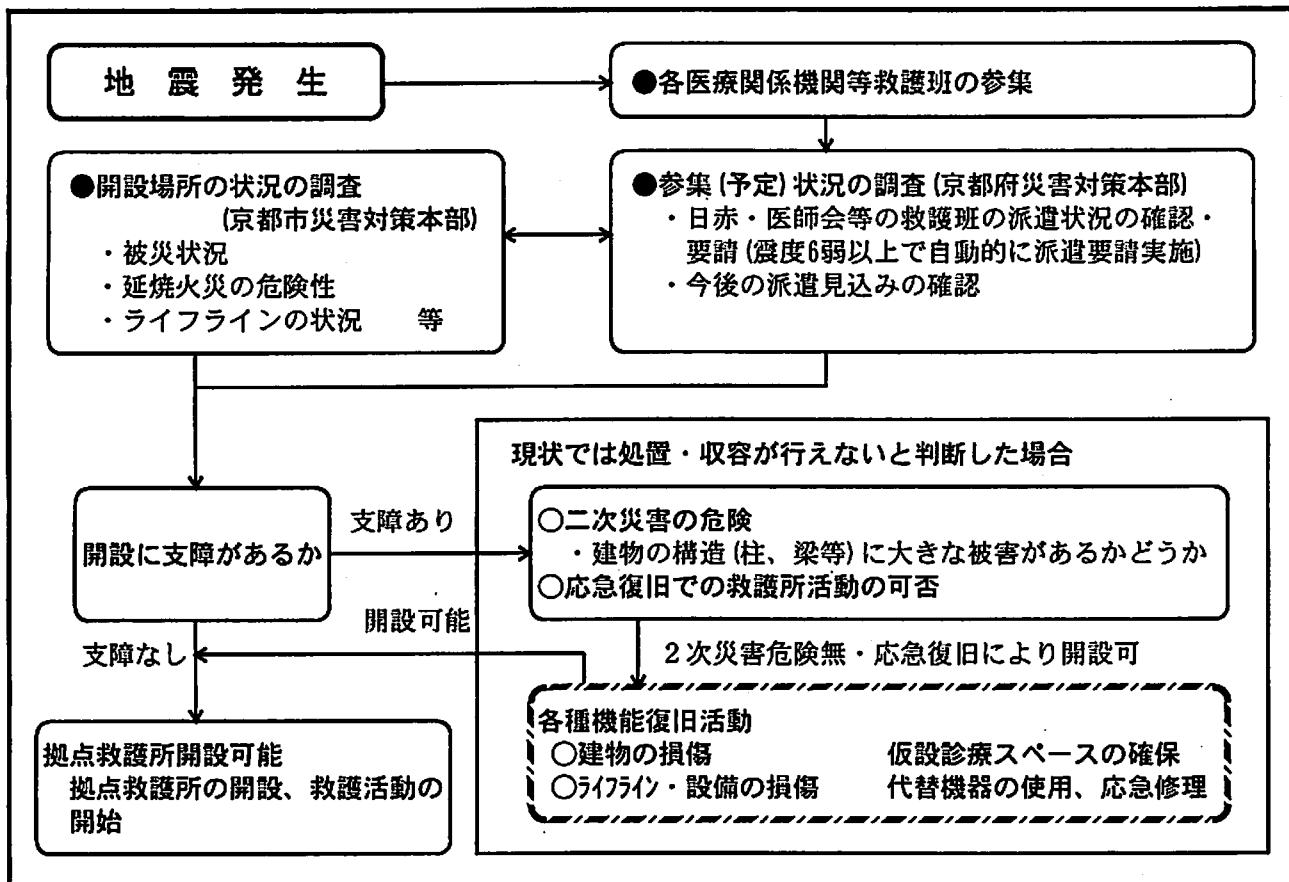
※ NTT一般回線が使用可能な場合は、NTT回線を併せて使用

II 拠点救護所・救護所

- 1 拠点救護所の開設可否の判断**
- 2 拠点救護所・救護所の活動**
- 3 他府県等からの応援の（救護班等）の受入**
- 4 医療救護対象者への対応**
- 5 重傷患者の後方搬送等**
- 6 ボランティアの要請・派遣**
- 7 救護所運営に係る各種要請**

II - 1 拠点救護所の開設可否の判断

図 II - 1 拠点救護所の開設可否の判断手順



□拠点救護所開設予定場所の状況調査等（京都市災害対策本部）

○設置場所

- ・京都市内において各救護所を統括する拠点救護所を次の5カ所とする。
「京都御苑」「宝が池公園」「岡崎公園」「梅小路公園」「西京極総合運動公園」

○優先的に開設する拠点救護所

- ・特に被害が甚大と思われる地域にある拠点救護所を優先的に開設する。

○拠点救護所開設予定場所の調査

【調査項目】

- ・屋内に開設する場合には建物の構造物に大きな被害（柱や梁にひびが入っていないか）がなく、
2次災害の危険性がないかどうか。
- ・屋外に開設する場合にはテントが設置可能な状況にあるかどうか。
- ・救護活動を行うスペースがあるかどうか。
- ・ライフライン（水、電気、ガス等）が使用可能かどうか。

○京都市災害対策本部への要請

- ・応急復旧活動により拠点救護所として活動可能であれば、必要な支援（仮設診療スペースの確保、代替機器の手配、応急修理等）は京都市災害対策本部へ要請する。

○拠点救護所として開設不可の場合には京都市災害対策本部へ連絡する。

○拠点救護所の開設予定状況は京都府災害対策本部（医療班）に連絡する。

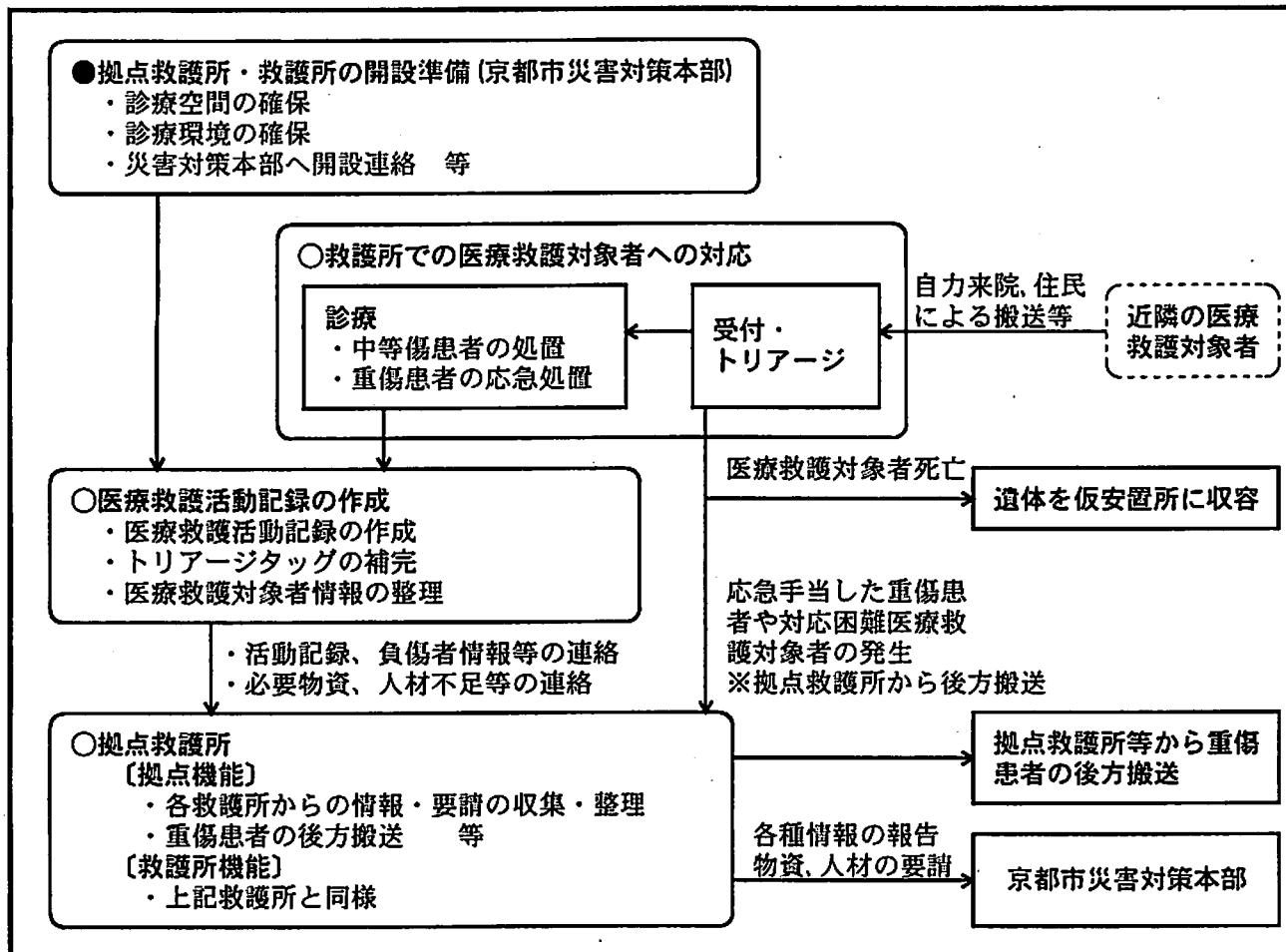
□参集人員の確認（京都府災害対策本部（医療班））

○京都府医師会、日赤京都府支部、京都府内拠点病院等に救護班の派遣可能数（予定を含む。）を確認し、震度（震度6弱以上で自動的に派遣要請）、被害状況により派遣を要請する。

○参集人員の状況（予定を含む。）を京都市災害対策本部に連絡する。

II-2 拠点救護所・救護所の活動

図 II-2-1 拠点救護所・救護所の開設・活動の手順



□ 拠点救護所の機能と運営体制

- 拠点救護所における機能は次のとおり。
 - ・救護活動の拠点－医師、看護師などの要員の把握と手配、医療ボランティアの受入窓口、ヘリによる後方搬送など
 - ・各救護所の統括－各救護所で必要となる物資の調達及び配分、各救護所の情報把握など
 - ・災害対策本部との調整－情報収集、伝達など
- 拠点救護所は、京都府、京都市、防災・医療関係機関等の混成チームの合同調整により運営することとし、調整する事項は次のとおり。
 - ・医療チームの手配
 - ・傷病者情報の把握、傷病者の搬送（ヘリによる後方搬送等）
 - ・必要な物資の調達
 - ・ボランティアの手配・配置
 - ・各種情報の把握、災害対策本部との連絡、各救護所との連絡調整

□ 診療空間の確保 (京都市災害対策本部・区本部)

- 屋内、屋外とも2次災害の危険のない場所を選定する。
 - ① 屋内：地震により倒れた物などの後かたづけを行い診療空間を確保
 - ② 屋外：備蓄のテントを設営し、診療空間及び事務処理用空間を確保

□ 医療救護活動の準備 (京都市災害対策本部・区本部)

- 携行用資器材の準備
 - ・携行用資器材は、区本部、市立病院等から必要に応じ補給し、不足する場合は救急医療調整チームへ調達を要請する。

○ライフラインの確保

・避難所に併設された救護所：電気は備蓄の小型発電機を使用、備蓄がなければ京都市災害対策本部に要請する。

・避難所に未指定の救護所：電気、燃料等は京都市災害対策本部に要請する。

・京都市災害対策本部は次の機関にライフラインの供給を依頼する。

電 気：関西電力(株)京都支店総務・広報グループ（京都府防災行政無線8-725-8101）

ガス：大阪ガス(株)京滋導管事業部対策室（京都府防災行政無線8-723-8101）

通 信：西日本電信電話(株)京都支店災害対策室（京都府防災行政無線8-726-8101）

○食料、飲料水

・避難所に併設された救護所：避難所に対する措置と併せて供給する。

・避難所に未指定の救護所：京都市災害対策本部に要請する。

□受付・トリアージゾーンの準備（救護班）

○受付・トリアージゾーンの場所を決め、机、イス、受付簿、トリアージタグ、筆記具等を準備する。

○受付、診療、記録等の担当を決め、所定の位置に人員を配置する。

□応急処置済みの重傷患者の収容スペースの確保

○重傷患者は救護所（拠点救護所）で応急処置後、救護病院等（後方搬送を含む。）に搬送するため、応急処置後の重傷患者の収容スペースを確保する。

□遺体の仮安置場所の確保

○遺体を安置場所へ搬送するまでの間は、救護所（拠点救護所）に遺体の仮安置所を確保する。

○仮安置所を設置する場合は、施設管理者（避難所にあっては避難所運営責任者）と協議し場所を確保する

○検視活動を京都府警察本部あて依頼する。

□救護所（拠点救護所）の診療体制

○診療体制

・医師や看護師などの医療従事者が救護所において、救護活動に従事するものとし、医師会等医療関係団体は、救護所において、医療活動に従事する医療従事者を平時においても編成するよう努める。

・体制：1救護所（拠点救護所）あたり複数チームのローテーションによる24時間診療体制とする。

・班編成：医師1名、看護師2名、補助者1名（原則12時間診療）を原則とする。

（日本赤十字社京都府支部の編成は、おおむね医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名）

○医薬品等の確保

・京都府災害対策本部（医療班・薬務班）及び京都市災害対策本部（救急医療調整チーム）は救護所で必要となる医療用資器材、医薬品の確保に努める。

○ボランティアスタッフ等の確保

・京都市災害対策本部は、救護所の運営を行う職員を確保すると共に、ボランティアスタッフの確保に努める。

□災害対策本部への報告（拠点救護所、京都市災害対策本部）

○京都市災害対策本部は救護所の開設状況等を京都府災害対策本部（医療班）に連絡する。

○拠点救護所は開設状況を京都府災害対策本部（医療班）及び京都市災害対策本部（救急医療調整チーム）に報告する。

□避難所に指定されている場所で開設する場合の避難所運営責任者との連携

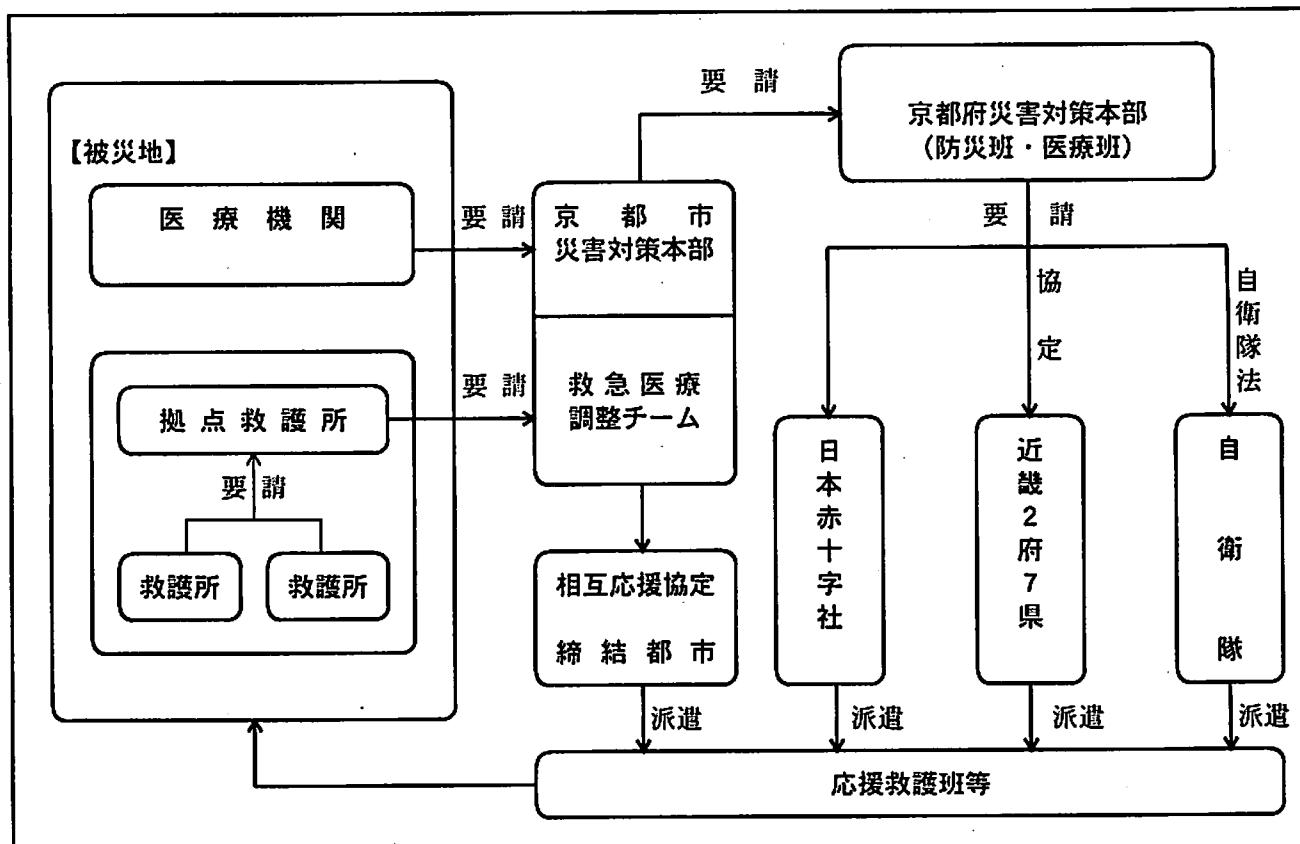
○救護所に参集後、直ちに、避難所運営責任者に救護所開設を連絡する。

※ 必要に応じ、避難者の収容と医療救護活動が混亂しないよう打ち合わせを実施する。

○給水、給食は避難所への支援と併せて実施のため、避難所運営責任者と打ち合わせを実施する。

II-3 他府県等からの応援（救護班等）の受入

図II-3 他府県等への応援要請手順



□他府県等への応援救護班の派遣要請（京都市災害対策本部）

- 京都市災害対策本部（救急医療調整チーム）は、被災地内医療機関及び拠点救護所からの要請に基づき、京都府災害対策本部（医療班）へ応援救護班の派遣を要請する。
- 京都府災害対策本部（防災班・医療班）は、自衛隊、近畿2府7県及び日本赤十字社に応援救護班の派遣を要請する。

【自衛隊】

- ・次の事項を明示
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- ・災害派遣要請等のあて先：陸上自衛隊第7普通科連隊長
- ・自衛隊緊急要請窓口：第7普通科連隊 第3科

所 在 地 福知山市天田堀

電 話 番 号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回線	0773(22)4141 (内線235) Fax 0773(22)4141(269)自動	0773(22)4141 (内線302)
防災行政無線	29-4169	29-4168

【近畿2府7県】

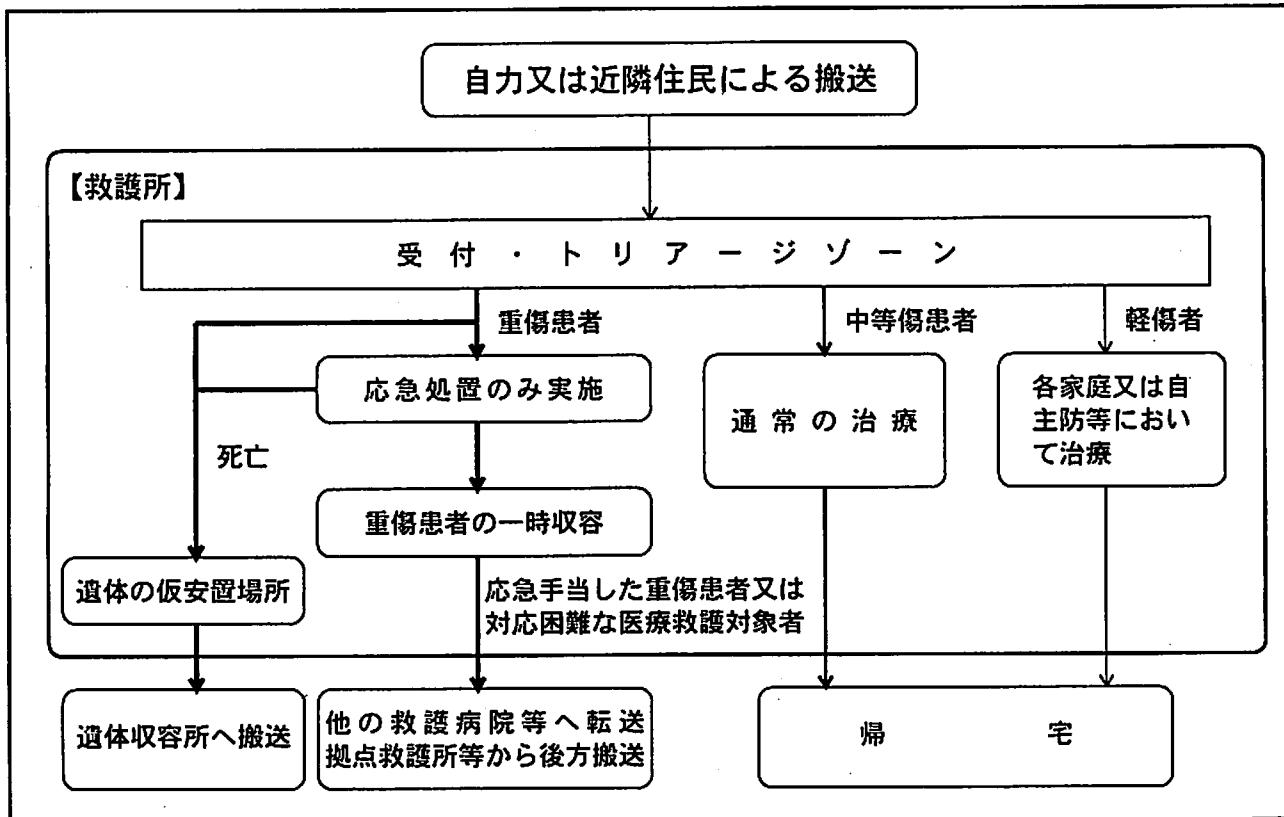
- ・要請は、原則として文書により行う。

【日本赤十字社】

- ・京都府災害対策本部（医療班）から要請する。

II-4 医療救護対象者への対応

図 II-4 救護所での医療救護対象者の流れ



□受付・トリアージ（拠点救護所・救護所）

- 医療救護対象者に対して受付（トリアージゾーン）でトリアージを実施する。

□応急処置済みの重傷患者の一時収容（拠点救護所・救護所）

- 応急処置が済み救護病院への搬送又は後方搬送が必要な重傷患者は、搬送するまで一時収容する。
- 後方搬送の場合は、拠点救護所に搬送後、ヘリコプター等で後方搬送を実施する。

□医療救護活動記録の作成（拠点救護所・救護所）

- 拠点救護所・救護班の補助者は、救護所で行った医療救護活動の記録を作成する。

□医療救護対象者情報の整理（拠点救護所・救護所）

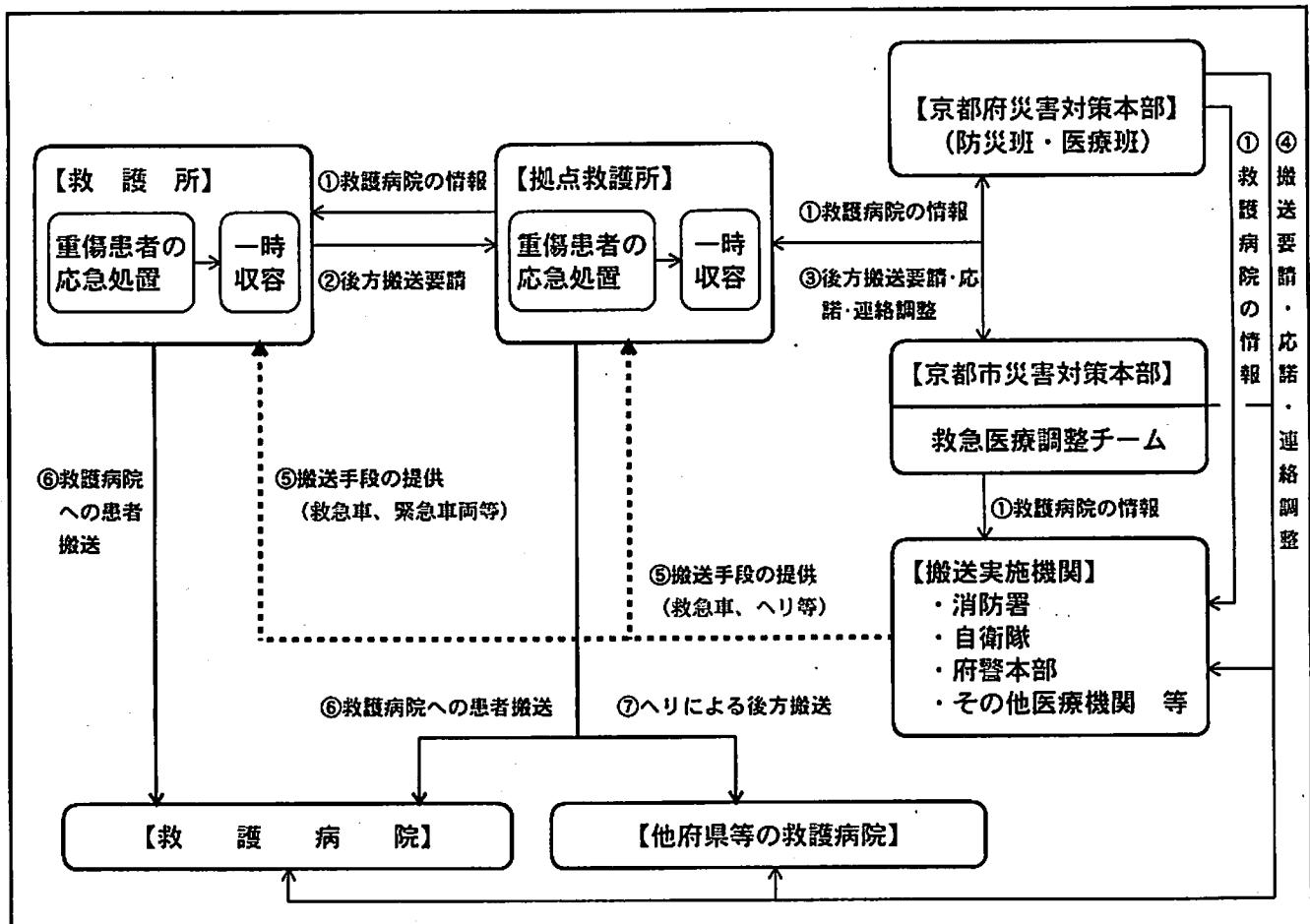
- 拠点救護所、救護所で診療した医療救護対象者の氏名、住所、疾病状況、収容場所、転送先等の情報を整理する。
- 救護所は、定期的に医療救護活動記録を拠点救護所に報告する。
- 拠点救護所では、各救護所から報告される医療救護活動記録の情報を整理し、京都市災害対策本部に報告する。
- 京都市災害対策本部は、拠点救護所から報告された情報を京都府災害対策本部（医療班）に報告する。

□傷病者等の情報の公開

- 救護所等における傷病者の治療と家族等への連絡を円滑に進めるため、必要な傷病者情報を収集し、個人情報保護にも配慮のうえ、公開する。

II-5 重傷患者の後方搬送等

図 II-5-1 患者搬送（後方搬送を含む。）の手順



□救護病院情報の共有化

(京都府災害対策本部(医療班)・京都市災害対策本部・拠点救護所・救護所・搬送実施機関)

○京都府災害対策本部(医療班)及び京都市災害対策本部(救急医療調整チーム)は救護病院情報を府・市双方並びに拠点救護所、救護所及び搬送実施機関で共有することとする。

【主な情報】

- ・医療機関名
- ・所在地
- ・連絡先(連絡責任者)
- ・受入の可否(受入可能な患者の程度、人数等)

□患者搬送の要請 (京都府災害対策本部(防災班)・京都市災害対策本部・搬送実施機関)

○京都府災害対策本部(防災班)及び京都市災害対策本部は患者の搬送を各機関に要請する。

【主な機関】

- ・消防(緊急消防援助隊を含む。)
- ・自衛隊
- ・府警本部
- ・救急車を保有している医療機関 等

○京都府災害対策本部(防災班)及び京都市災害対策本部(救急医療調整チーム)は患者搬送実施機関を拠点救護所に連絡する。

□被災地内での患者搬送（拠点救護所・救護所・搬送実施機関）

○拠点救護所及び救護所は、救護病院情報により当該医療機関・搬送実施機関と連絡調整し、搬送可能な救護病院に患者を搬送する。

□被災地外への患者の後方搬送

(京都府災害対策本部・京都市災害対策本部・拠点救護所・救護所・搬送実施機関)

○各救護所は、後方搬送の必要が生じた場合、拠点救護所に連絡する。

○拠点救護所は、京都府(京都市)災害対策本部に連絡する。

○京都府(京都市)災害対策本部は関係府県、搬送実施機関と患者受入の連絡調整を実施する。

【他府県との調整事項】

- ・受入病院
- ・所在地
- ・連絡先（連絡責任者）
- ・使用可能ヘリポート（ポイント（緯度経度））
- ・ヘリポートから受入病院までの搬送手段 等

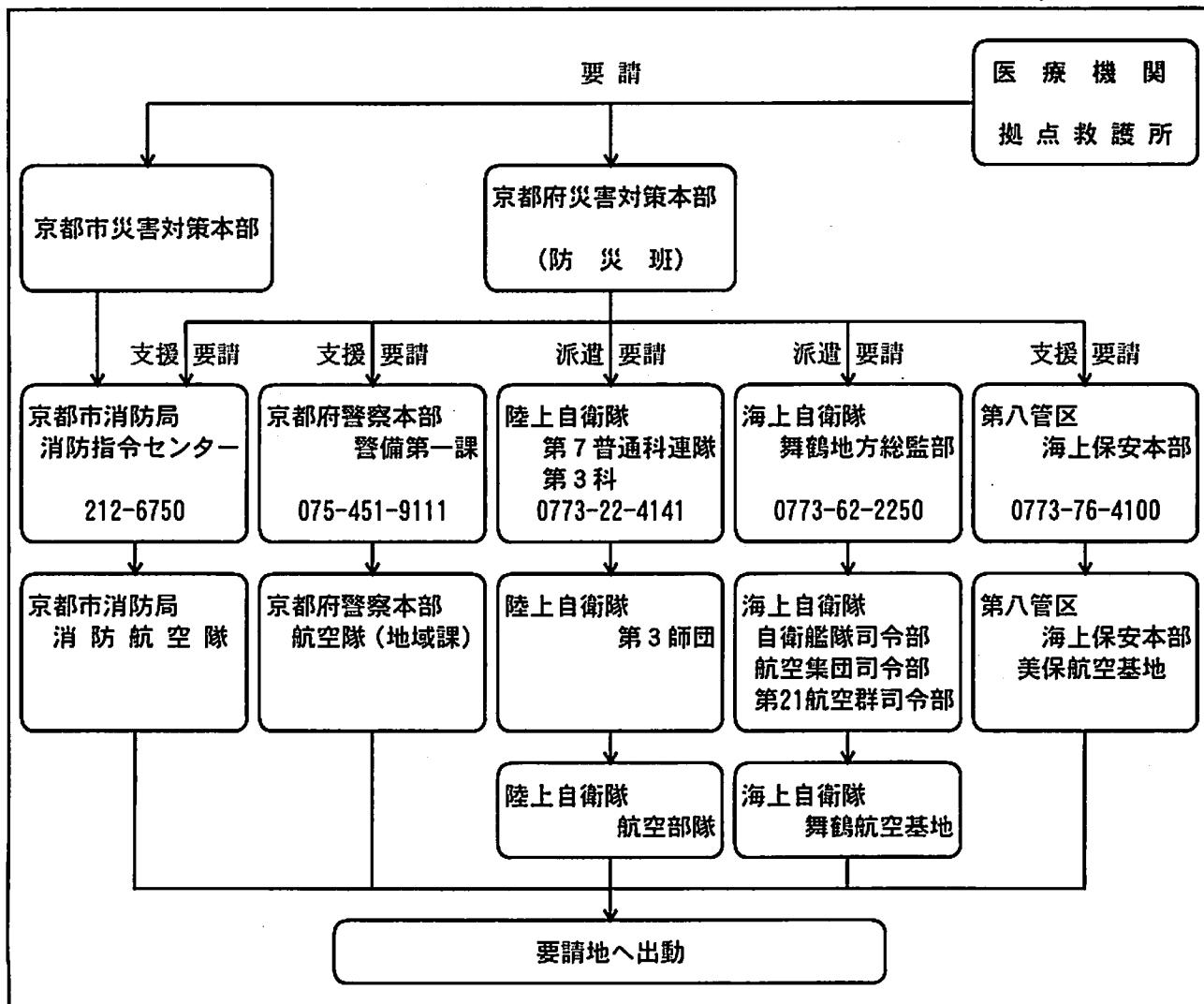
【搬送実施機関との調整事項】

- ・搬送実施機関名
- ・ヘリの種類（大型・中型・小型、搭乗可能人数等）
- ・搬送元のヘリポート（ヘリポートの責任者等）
- ・搬送元のヘリポートへの到着予定時刻 等

○京都府(京都市)災害対策本部は関係府県、搬送実施機関と連絡内容を拠点救護所に連絡する。

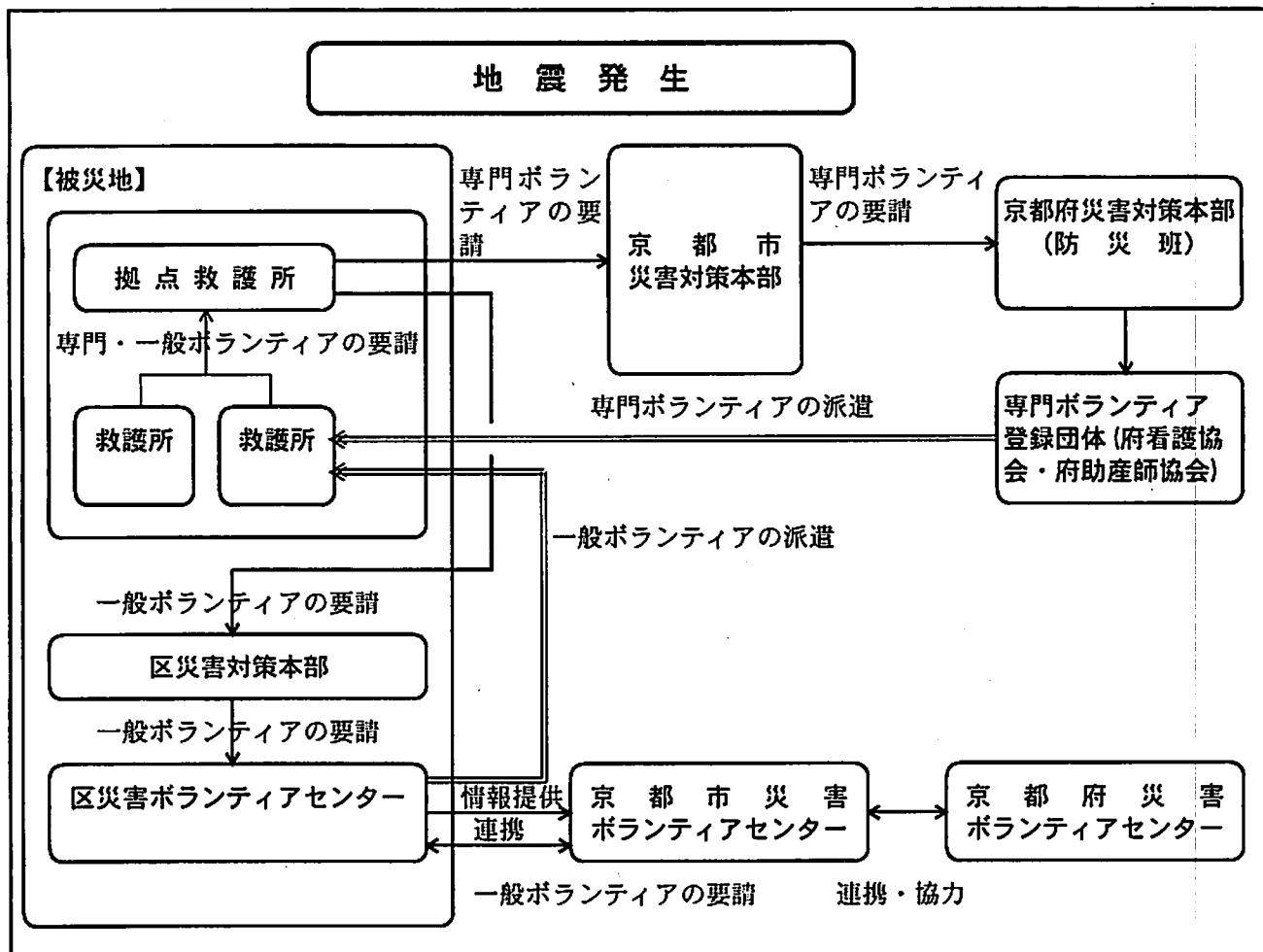
○拠点救護所は必要に応じ搬送実施機関と連絡調整する。

図II-5-2 ヘリを要請する場合の連絡系統



II-6 ボランティアの要請・派遣

図 II-6 ボランティアの要請・派遣



□ボランティアの要請・派遣

○専門ボランティア

- ・拠点救護所は、管轄の救護所における専門（医療）ボランティアの要請を取りまとめ、京都市災害対策本部に専門（医療）ボランティアの派遣を要請する。
- ・京都市災害対策本部は、京都府災害対策本部（防災班）に対し、専門（医療）ボランティアの派遣を要請する。
- ・京都府災害対策本部（防災班）は、専門ボランティア所属団体を通じ、登録された専門（医療）ボランティアの必要な救護所への派遣を要請する。

○一般ボランティア

- ・救護所及び拠点救護所は必要なボランティアを区災害ボランティアセンターに要請する。
- ・要請を受けた区災害ボランティアセンターは、京都市災害ボランティアセンターと連携して一般ボランティアを派遣する。
- ・京都市災害ボランティアセンターは、京都府災害ボランティアセンターと連携・協力し、区災害ボランティアを支援する。

II - 7 救護所運営に係る各種要請

□医薬品、医療スタッフの供給が必要な場合（拠点救護所・救護所）

○救護所は、医薬品、医療スタッフの供給が必要な場合は、拠点救護所に要請する。

○拠点救護所は、救護所からの要請及び当該拠点救護所で必要な医薬品及び医療スタッフを京都市（京都府）災害対策本部に要請する。

□食料、飲料水、生活必需品の供給が必要な場合（拠点救護所・救護所）

○救護所は、救護班に必要な食料、飲料水及び生活必需品を区本部に要請する。

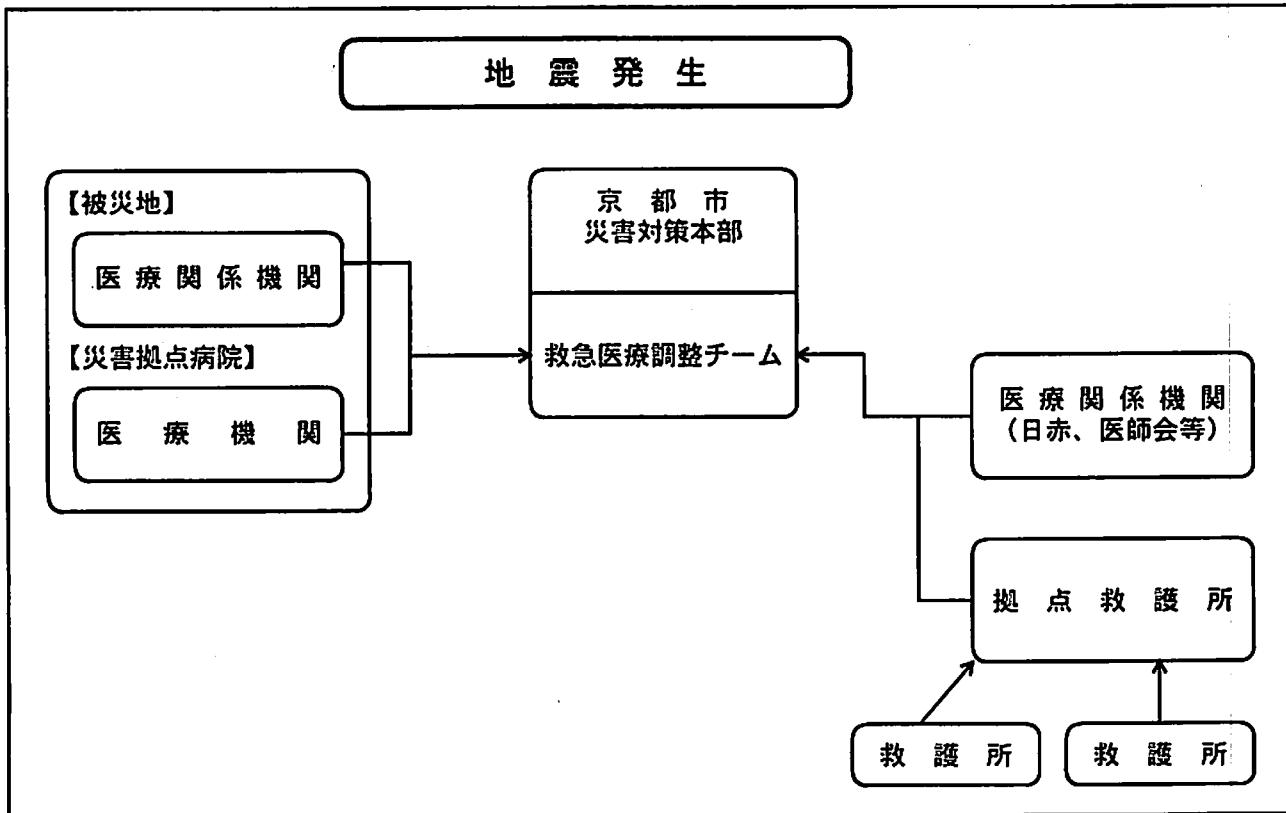
○拠点救護所は、救護班に必要な食料、飲料水及び生活必需品を京都市災害対策本部に要請する。

III 医薬品の調達

- 1 医療関係機関・拠点救護所等の医薬品等必要量の情報収集**
- 2 医薬品等の供給要請と供給体制**

III-1 医療関係機関・拠点救護所等の医薬品等必要量の情報収集

図III-1 医薬品・医療用材料の必要量情報の収集手順



□情報収集（京都市災害対策本部・拠点救護所・救護所・医療機関等）

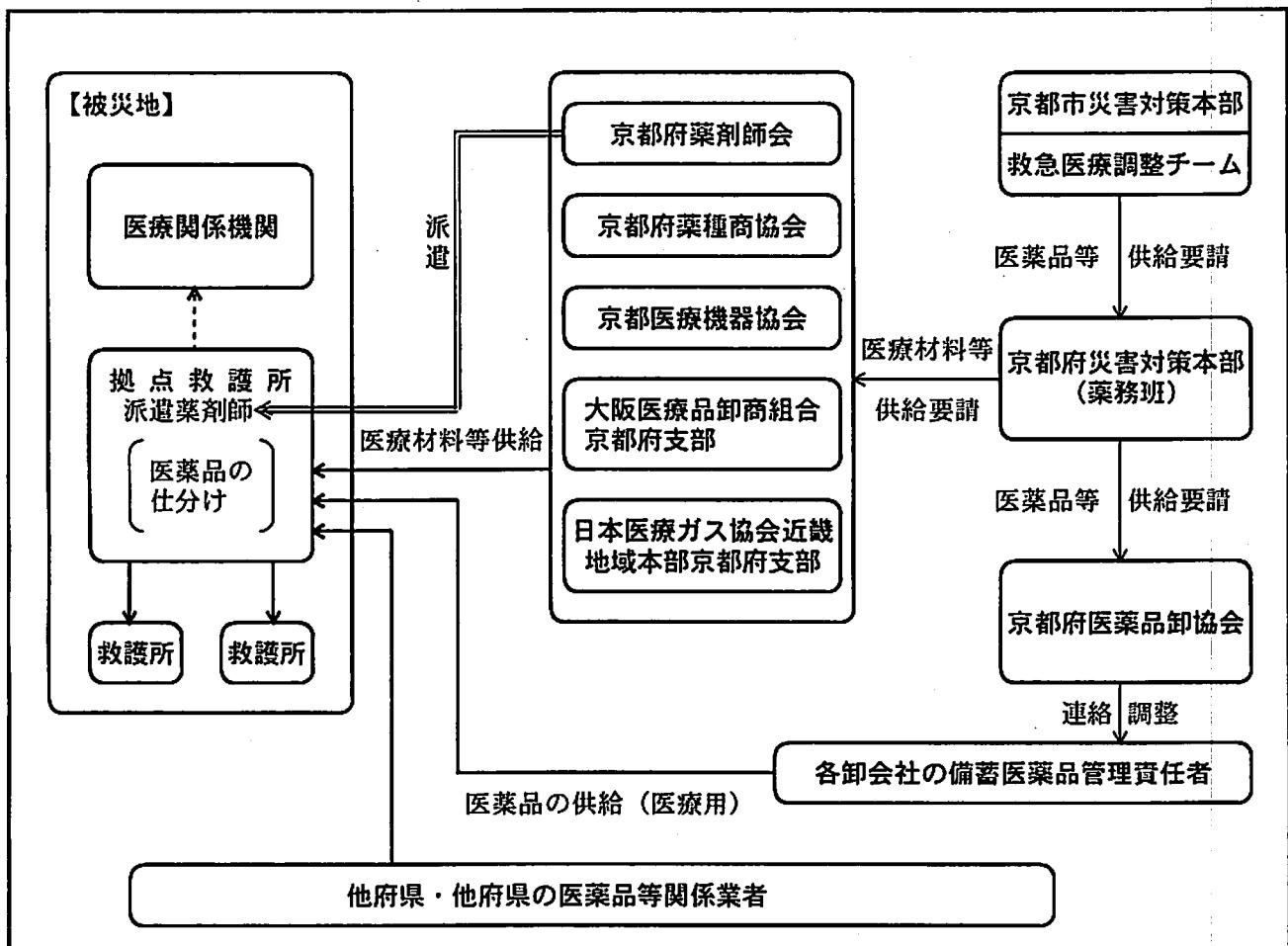
- 救急医療調整チームは、広域災害・救急医療情報システム、電話（携帯電話を含む）・ファクシミリ・メール等を使用して情報収集に努める。
- 各関係機関は、平常時から相互に連携を取り、情報を共有して災害時に備えるものとする。

□各医療機関・救護所等からの医薬品等必要量の把握（京都市災害対策本部）

- 救急医療調整チームは、医薬品等の必要量の収集した情報を整理する。
- 救急医療調整チームは、医療機関・開設した拠点救護所と緊密な連絡を取り合い、逐次、状況の把握に努める。

III-2 医薬品等の供給要請と供給体制

図III-2 医薬品等供給体制



□医薬品等の供給体制（京都府災害対策本部・京都市災害対策本部・医薬品等関係業者）

- 京都府災害対策本部（薬務班）は発災後、備蓄医薬品の調達・搬送態勢を取る。
- 救急医療調整チームは、医療機関・拠点救護で不足している医薬品等の情報を整理し、取りまとめ、京都府災害対策本部（薬務班）に必要な医薬品の供給を要請する。
- 京都府災害対策本部（薬務班）は京都府医薬品卸協会等の医薬品等関係業者に医薬品等の供給を要請する
- 医薬品等関係業者は医薬品等を拠点救護所に搬入する。

□医薬品等の運搬について

- 医薬品等の拠点救護所への搬入は、各医薬品等関係業者が行うが、災害時の緊急物資でもあることから、ヘリコプター、トラック協会への協力要請、自衛隊のバイク隊、ボランティア団体の協力等も想定する。

□医薬品等の配布について

- 京都府薬剤師会は薬剤師を拠点救護所に派遣し、医薬品等の受入、仕分け、救護所等への分配及び保管管理を行う。